

保存版



すべての子どもの最善の利益に向けて
令和7(2025)年度
入園のしおり



社会福祉法人 さゆり

幼保連携型

認定こども園いまかね

☎ 82-1719

子育て支援センター ☎ 82-3810

FAX共通 82-1729

〒049-4308 瀬棚郡今金町字今金435番地の380

目次

* 『認定こども園いまかね』の概要	1P
* 保育認定の事由・優先度順位	2P
* 保育時間の認定	2P
* 認定の有効期間・利用者負担額	3P
* 利用手続きの流れと利用者負担	4P
* 各種届出用紙について	5P
* こども園での一日	6P
* こども園の休園日	6P
* 通園に関すること	7P
* 服装・持ち物	8～9P
* 子育て支援事業(一時預かり・地域子育て支援センター・育ちの支援)	9P
* 令和7年度 年間行事予定	10P
* 食事に関すること	11P
* 食物アレルギーのあるお子さんへの対応	11P
* 保健と健康管理に関すること	12P
* こども園における感染症の登園基準	13～14P
* 保険制度	14P
* 虐待並びに不適切な保育等の防止対応	15P
* 意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組み	15P
* プライバシーを守るために	15P
* さゆりの会(保護者会)	15P
* 緊急災害時の対応	16～17P
* 園舎・園周辺のご案内	17P

【用語の定義】

教育利用	1号認定	満3歳以上で主に教育を希望する場合(保育の必要性なし)
保育利用	2号認定	満3歳以上で保育を必要とする理由に該当し、認定を受けた者
	3号認定	満3歳未満で保育を必要とする理由に該当し、認定を受けた者
保育標準時間	11時間	保育の認定を受けた者で、主にフルタイム(120時間以上)の就労の方が該当
保育短時間	8時間	保育の認定を受けた者で、主にパートタイム(48～120時間未満まで)の就労の方が該当
延長保育		保育の必要認定を受けた時間を延長して保育を受けること(有料)
一時預かり		教育利用(1号認定)をしているお子さんや園児以外のお子さんが一時的に保育を必要とする場合に預かる制度(有料) ※事前許可が必要

年齢の判定基準 **年度初日(4月1日)時点における満年齢で判定** (注) 誕生日の前日で満年齢に達します。



『認定こども園いまかね』の概要

『認定こども園いまかね』は、町立今金保育所と町立今金幼稚園、そして今金小百合保育園の3施設が統合し、今金町の支援の下、社会福祉法人函館カトリック社会福祉協会が平成23年4月に開設し、保育園・幼稚園を一体的に運営してきた幼保連携型の施設です。

平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」に伴い、新認定こども園法に基づく幼保連携型新認定こども園としての認可が一本化されました。

幼保連携型認定こども園は、就学前のお子さんに幼児教育・保育を一体的に行い、地域における子育て支援を行う認可施設です。“すべての子どもの最善の利益に向けて”を念頭に子育て支援の拡充を図るよう努めております。

令和5年4月より事業譲渡によって「社会福祉法人 さゆり」に施設運営が承継され、より一層地域に密着した多角化や多機能化を町行政と一体的に推進するべく、今金町学童保育所の運営管理にも取り組んでおり、子ども施策の一元化に向けて更なる福祉事業サービスの向上を図っております。

◆基本理念◆

お互いを大切にする優しい心を育み、個々の人間性を確立する

◆育成方針◆

子ども一人ひとりを大切に、信頼され、家庭・地域とともに育む幼児教育をめざす

◆育成目標◆

- * 心身ともに明るく元気な子
- * 心のやさしい子
- * 考え行動する子
- * いきいきと遊ぶ子

◆利用定員◆

認定こども園いまかねの利用定員【令和7年度】

区分	ひよこ 0歳児	りす 1歳児	うさぎ 2歳児	こあら 3歳児	ぱんだ 4歳児	きりん 5歳児	計
保育利用	3号認定 40			2号認定 60			100
				1号認定 15			
教育利用							
利用定員計	40			75			115

※現状に合わせるべく、3歳児以上における利用定員を減員する場合がございます(令和7.4.1より)

◆職員構成◆

- 【令和6.11.27現在】
34人(うち今金町より派遣2人)
- ・園長(1) ・副園長(1)
 - ・主幹保育教諭(1)
 - ・副主幹保育教諭(2)
 - ・保育教諭(23) ※非常勤含む
 - ・保育士助手(1)
 - ・子育て支援担当保育教諭(兼務)
 - ・栄養士(1) ・調理員(2)
 - ・調理兼用務員(1) ・事務(1)
 - ・嘱託医(内科・歯科・薬剤師)

◆施設概要◆

園舎 (平成23年 1月31日 竣工)

- * 敷地面積 5,726.83㎡
- * オール電化を採用
- * 延べ床面積 1,384.88㎡
- * 全室エアコン完備
- * 構造 鉄骨造陸屋根平家建
- * 観察・防犯用カメラを設置
- * 停電に備え、非常用発電設備を完備



園庭 (平成23年 9月15日 屋外整備完了)

- * 屋外遊戯場 1,592.50㎡
- * 遊具広場 595.00㎡

【緊急時避難集合場所】

- ★地震・火災が発生した場合、原則として各室のテラス側から屋外に避難します。
- ★発生時の居場所によっては、玄関から屋外に避難します。
- ★グラウンドに避難したら、クラスごとに集合し、管理者の指示に従い行動します。

◇ 保育認定の事由・優先度順位 ◇

保育の利用を希望される方は、次の各号のいずれかに該当する事由があり、今金町より「**保育の必要性**」の認定を受けなければなりません。

「保育の必要性」の事由

- (1) 就 労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- (2) 妊娠(母子手帳取得後)、出産(出産後56日まで)
- (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（90日を基本）
 - ・起業準備を含む
- (7) 就 学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (10) その他、上記に類する状態として今金町が認める場合

定員超過等の場合、次の優先利用度基準に基づき調整される場合があります。

「保育優先度順位」

- (1) ひとり親家庭
- (2) 生活保護世帯
- (3) 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- (4) 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- (5) 子どもが障害を有する場合
- (6) 育児休業明け
- (7) 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- (8) 小規模保育事業などの卒園児童
- (9) その他今金町が定める事由

◇ 保育時間の認定 ◇

保育の必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、**保育標準時間**(11時間保育)と**保育短時間**(8時間保育)の2種類に区分され、今金町が実態を確認し認定することになります。

(注) 保護者の方がお休みや就労時間を終えているときなど、保育の必要性が無いものと認められる場合には、認定されている時間内であってもお預かりできないことが基本となっています。

◆保育標準時間（11時間保育）

- * フルタイムの就労や1ヶ月当たりの就労時間が120時間以上の場合
- * 1ヶ月の就労時間が120時間未満でも、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としてしていると認められる場合は、保育標準時間の認定が可能になることが考えられます。
- * 就労以外の事由で、「妊娠・出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」などの事由については、区分の設定がなく保育標準時間が基本とされています。

◆保育短時間（8時間保育）

- * 1ヶ月の就労時間が、48～120時間未満の就労
- * 「求職活動」、「育児休業取得時の継続利用」の事由については、原則として保育短時間の認定になります。

◇ 認定の有効期間・利用者負担額 ◇

- ◆ 教育標準時間認定 (1号認定)
小学校就学前までの3年間が基本
 - ◆ 2号認定 (保育利用の満3歳以上)
小学校就学前までの3年間が基本
 - ◆ 3号認定 (保育利用の満2歳以下)
満3歳の誕生日の前々日までが基本
- } 「保育の必要性」の事由に該当しなくなった時点まで
- 【注：うさぎ組 (2歳児) で入園しているお子さんが年度途中で満3歳になった場合、町職権により3号認定から2号認定に変更されますが、利用者負担額とクラスは変更されません。】

※ 認定事由に該当していることの確認や利用者負担額決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に「現況届」の提出が求められます。

今金町が定める利用者負担額と給食費の額 【令和 6年 4月 1日適用】

◆保育利用

階層区分	定 義		3号認定 (3歳未満児)		2号認定 (3歳以上児)			
			保育料+給食費		給 食 費			
			短時間	標準時間	第1子	第2子	第3子以降	
第1階層	生活保護世帯		0	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	
第3階層			0	0	0	0	0	
第4階層	市町村民税均等割課税世帯		4,900	5,000	0	0	0	
第5階層			9,800	10,000	0	0	0	
第6階層	48,600円未満	ひとり親	6,400	6,500	0	0	0	
第7階層			12,800	13,000	0	0	0	
第8階層	市町村民税所得割	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親	9,000	9,000	0	0	0
第9階層		48,600円以上 57,700円未満		18,700	19,000	0	0	0
第10階層		77,101円以上 97,000円未満	ひとり親	9,000	9,000	5,500	5,500	0
第11階層		57,700円以上 97,000円未満		18,700	19,000	5,500	5,500	0
第12階層	97,000円以上169,000円未満		22,600	23,000	5,500	5,500	0	
第13階層	169,000円以上301,000円未満		26,500	27,000	5,500	5,500	0	
第14階層	301,000円以上		30,500	31,000	5,500	5,500	0	
* 同一世帯から2人以上入園する場合、2人目は半額、3人目以降は0円								
* 北海道の保育料軽減支援事業を実施し、年収約640万円未満世帯の満3歳児未満の利用者負担額を軽減するため、多子対象の子どもの年齢制限を撤廃して2人目以降0円。					※給食費の額は、今金町の軽減措置後の額です。			

◆教育利用

階層区分	定 義		1号認定 (3歳以上児)			
			保 育 料	給 食 費		
				第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯		0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
第3階層	所得割	77,101円未満	0	0	0	0
第4階層		77,101円以上	0	4,300	4,300	0

※ こども園が徴収すべき3歳以上児の給食費全額を今金町が負担しますので、利用者負担はございません。なお、グレーの塗りつぶしは国基準の免除対象となっております。

【利用者負担額に係る所得階層認定の時期】

利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点で年度途中で切り替えることになっています。

- ◎ 4月～8月分の利用者負担額 前年度分の市町村民税額に基づく階層区分
- ◎ 9月分以降の利用者負担額 当年度分の市町村民税額に基づく階層区分

◇ 利用手続きの流れと利用者負担 ◇

項 目	保育利用(2号・3号認定)	教育利用(1号認定)
1. 入園の申込み	こども園を経由し、就労証明書等を添えて、支給認定申請書(入園申込書)を今金町へ提出します。	こども園を経由し、支給認定申請書(入園申込書)を今金町へ提出します。
2. 認定の審査	今金町で、 保育の必要性和保育時間(11時間保育か8時間保育)の認定審査 が行われます。 定員超過等の場合、保育の必要性の程度を踏まえ、今金町が調整します。	入園の内定は、こども園が行います。
3. 認定証の交付	今金町から、こども園経由で認定証が利用者へ交付されます。 認定証は重要書類ですので大切に保管ください。	
4. 利用契約の締結	入園決定書をもって、利用者とこども園との利用契約の締結となります。	
5. 0歳児～2歳児の利用者負担額(保育料)	国が示す基準を上限に今金町が独自に定めており、利用者世帯の市町村民税所得割額を定義に振り分けられます。	/
6. 利用者負担額の軽減措置	同一世帯から2人以上入園する場合、2人目は半額、3人目以降は0円となります。 「国の多子世帯保育料負担軽減措置」並びに「北海道の保育料軽減支援事業」により、年収区分によって負担軽減があります。(3頁参照)	/
7. 無償化の対象	*3歳児～5歳児クラスの全てのお子さん。 但し、無償化の対象項目は保育料のみであり、給食費、行事費、延長保育料、一時預かり利用料等は対象外です。 *0歳児～2歳児クラスのうち、住民税非課税世帯のお子さん。	
8. 給 食	完全給食 (主食の米飯は今金町より提供)	
9. 給食費の負担額	*0歳児～2歳児は、利用者負担額に含まれています。 *3歳児以上の給食費(副食費) 月額 0円【今金町が全額助成】 土曜日利用 1食につき220円徴収(給食費免除対象者は除く)	3歳児以上の給食費(副食費) 月額 0円【今金町が全額助成】
10. 給食費の免除対象者(3歳児以上)	*無償化の対象となるお子さんのうち、年収360万円未満相当世帯 *全ての世帯の第3子以降 ※第3子以降とは、保育利用は小学校就学前までの子から順に数えて3人目以降 教育利用は小学校3年生までの子から順に数えて3人目以降	
11. 教材費	保育に使用する教材費は、利用者負担額に含まれています。	教育に使用する教材費は、利用者負担額に含まれているものとみなし、別途徴収はしていません。
12. 絵本、購入品	*お持ち帰りいただく絵本や購入品等(月額400円程度) *汚れ物を持ち帰る際のナイロン袋(110円) など、実費負担をお願いしています。	
13. 納付方法	毎月の利用者負担額は、月末に金融機関による 自動口座振替にて納付いただきます 。利用可能な金融機関は、道銀各本支店、JA今金の2金融機関です。 ※絵本等の購入品の代金は、専用の納入袋で現金納付。	

◇ 各種届出用紙について ◇

こども園では必要に応じて、次のような各種届出が必要となります。原則として入園や認定区分の変更等は、**申請された翌月初日**からとなります。

届出項目	保育利用 (2・3号認定)	教育利用 (1号認定)
入園申込み ※認定申請書には個人番号(マイナンバー)の記載が必要	◆施設型給付費支給認定申請書(入園申込書) ◎「保育の必要性」の事由を証明する添付書類 ・就労→就労(内定)証明書 ※自営業者も同様式 ・妊娠、出産→母子手帳の写し ・疾病、傷害→通院(入院)証明書、障害者手帳等 ・家族の介護→通院(入院)証明書、障害者手帳等 ・災害復旧→被災証明書等 ・求職活動→就労予定申立書 ・就学→学生証、職業訓練受講証明書等 ・虐待、DV→児童相談所、保健師等の意見書等 ・育児休業取得時の継続利用→就労証明書 ・その他今金町が定めるもの	
継続入園(進級)	◆現況届 を毎年提出 ※有期雇用、季節的就労の場合など、必要に応じて就労証明書等の添付を求められる場合があります。	
認定事項の変更	◆支給認定変更申請書 認定区分を変更したい場合、又は認定されている事項に変更がある場合は改めて認定を受ける必要があります。 例：認定区分の変更 教育利用から保育利用へ変更したい など 事由の変更 就労等の変更、妊娠出産、育児休業、世帯の増減 など ※正当な理由なく変更の申請を行わない場合は、子ども・子育て支援法第24条により 認定が取消される場合があります のでご注意ください。	
申請内容の変更	◆支給認定申請書内容変更届 支給認定申請書(入園申込書)に記載した内容に変更があった場合。 例：住所、氏名、続柄、連絡先などに変更があった場合	
短時間認定の登園時間帯の変更	◆保育短時間認定の保育時間帯変更届 保育短時間認定の通常保育は、8時30分から16時30分の8時間ですが、登園時間を1時間繰上げ又は繰下げすることも可とし、実保育時間8時間後を降園時間にできます。但し、時間設定は事前申込みを必要とし、1ヶ月以上の継続期間でなければなりません。	
退園に関すること	◆退園届 (認定有効期限前に退園する場合や認定資格を喪失した場合)	
児童に関すること	◆園児票 を毎年提出	
給食に関すること	◆食事歴調査票 (1歳6ヶ月までの児童)	
土曜日の登園	◆土曜日の登園に関する事前登録届出書(給食申込書) ※保育の必要性から、土曜日に登園する場合は事前登録が必要です。	
一時預かり ・延長保育(事前届出)	◆延長保育申込書 保育認定時間帯を超過しますと延長保育料が発生します。【30分 100円】 ※保育短時間利用は1ヶ月10時間を限度	◆一時預かり保育利用申込書 1ヶ月20時間(長期休業中は48時間)を限度。【30分 100円】(9頁参照)
お薬に関すること	◆お薬連絡票	教育利用はお薬をお預かりできません
伝染病に関すること	◆感染症に関する報告書	
利用者負担額納付	◆口座振替依頼書【道銀・農協】 ※初めて入園された時、口座の変更時のみ	
【保護者の方の同意が必要なもの】 ●重要事項説明同意書 ●個人情報使用同意書 ●災害共済給付制度加入同意書 ●フッ化物洗口の実施 (4歳児以上が対象)に係る同意書		

◇ こども園での一日 ◇

時 間	保育利用				教育利用		子育て支援センター 保育教諭 2名配置	
	3号認定		2号認定		1号認定			
	0~2歳児(保育の必要性有り)		3~5歳児(保育の必要性有り)		(保育の必要性なし)			
	保育短時間 (8時間)	保育標準 (11時間)	保育短時間 (8時間)	保育標準 (11時間)	3~5歳児(5時間)			
7:30	開園時間 (7:30前は延長保育、一時預かりの利用不可)							
8:00	延長保育 (有料)	登園 7:30~ ↑ 順次登園	延長保育 (有料)	登園 7:30~ ↑ 順次登園	一時預かり (有料)		※毎週 月~金曜日 (休園日は除く)	
8:30					登園 8:30~9:00			
9:00	あそび		あそび		あそび			
9:30	おやつ		あそび		あそび			
10:00	あそび		あそび		あそび		9:30~12:00 子育て支援室開放	
10:30	給食		あそび		あそび			
11:00	給食		あそび		あそび			
11:30	給食		あそび		あそび			
12:00	給食		あそび		あそび			
12:30	給食		あそび		あそび			
13:00	お昼寝		お昼寝 (3・4歳児)		自由活動			
13:30	お昼寝		お昼寝		一斉降園 13:30		13:00~16:00 子育て支援室開放	
14:00	※乳児は一人ひとりのリズムに合わせて過ごします		5歳児はクラス活動 (必要に応じてお昼寝する場合があります)		一時預かり (有料)			
14:30	おやつ		おやつ		一時預かり			
15:00	あそび		あそび		一時預かり			
15:30	あそび		あそび		一時預かり			
16:00	あそび		あそび		一時預かり			
16:30	※就労時間等の終了後、順次降園となります		降園 16:30		一時預かり			
17:00	降園 16:30		降園 16:30		一時預かり		*子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	
17:30	延長保育(有料)		延長保育(有料)		一時預かり		*子育て等に関する相談、援助	
18:00	あそび		あそび		一時預かり		*地域の子育て関連情報の提供	
18:30	最終降園 18:30		最終降園 18:30		一時預かり		*子育て支援に関する講習会など	
19:00	延長保育(有料)		延長保育(有料)		一時預かり			
19:00	完全降園時間 (19:00以降は延長保育、一時預かりの利用不可)							
土曜日	※事前登録が必要です。また、13時で完全降園となります。				休園		閉鎖	

◇ こども園の休園日 ◇

保育利用(2・3号認定)	教育利用(1号認定)
<ul style="list-style-type: none"> *日曜日、国民の祝日・休日 *年未年始(12月31日~1月5日) *年度替りの3月30日と31日の2日間は、進級・入園準備のため休園のご協力をお願いしています。また、8月13日~16日のお盆期間、9月20日の秋祭り(踊り山参加)は、必要児保育にさせていただきます。 <p style="text-align: center;">保育開始日 令和7年4月1日(火) 保育日数 一日 241日 半日 50日</p>	<ul style="list-style-type: none"> *土曜日(行事日除く)、日曜日、国民の祝日・休日 *学年始休業(0日) *夏季休業 (7月22日~8月17日 の 27日間) *冬季休業 (12月25日~1月13日 の 20日間) *学年末休業(3月23日~3月31日 の 9日間) <p style="text-align: center;">教育開始日 令和4年4月1日(火) 教育日数 215日(44週)</p>

◇ 通園に関すること ◇

項目	保育利用	教育利用
①送迎	<ul style="list-style-type: none"> * 事故・誘拐防止のため、保護者の方の送迎が原則です。 * ご家族や代理の方にお迎えを依頼する場合は、事前にお知らせください。 ※小・中学生の児童生徒のみによる送迎は、固くお断りしています。 * 保護者の方の連絡先が不在等で連絡がとれなくなる場合は、事前にお知らせください。 * 通園経路は安全な道を選び、交通ルールを守って送迎してください。 * 駐車場を利用される場合は、特にお子さんたちに十分注意してください。また、事故防止のため当園駐車場の出入口(進行方向)は必ずお守りください。 (17頁参照) * 登園・降園の時間帯以外は、玄関を施錠している場合がありますので、インターフォンでお呼びください。 * 登降園時には必ず保育者に声を掛けていただくとともに、出席状況を「検温機能付顔認証リーダー」と「登降園管理システム」で管理しますので、登園・降園の際は玄関に設置している認証リーダーの前に必ずお子さんを立たせて認証を受けてください。 * 降園の際はお子さんの安全確保のため、駐車場等で遊ばさせず速やかに帰宅ください。 * 特別な事由発生以外は登園・降園の時間を厳守していただくとともに、通常の登降園以外(寄り道など)は園の管理下と見なされませんので、保護者の責任において慎重に行動してください。 	
②土曜日の登園 (保育利用)	<ul style="list-style-type: none"> * 土曜保育の利用は勤務が前提となり、事前登録が必要です。 * 事前登録が無い場合は、お休みするものとして取り扱いさせていただきます。 * 届出は1ヶ月単位で、月初日の1週間前までに届出してください。 * 勤務日が決まっていない場合は、利用日の5日前までに届出してください。 * 3歳以上児が土曜日に給食を利用した場合、給食費免除対象者を除き1食当たり220円を負担していただきます。(保育参加等の園の行事を除く) * 当日の給食のキャンセルは既に食材費が発生しているため、給食費の負担をいただきます。 * 給食利用の精算は、月単位で翌月に現金納付いただきます。 	
③お預かり方法	<p>0歳児から2歳児までは、各クラスで保護者の方からお預かりします。</p> <p>3歳児以上は、玄関で保護者の方からお預かりします。</p>	/
④降園のとき	各クラスまで お迎えにきていただき、保護者の方に引継ぎします。	玄関 で保護者の方に引継ぎします。
⑤連絡	<ul style="list-style-type: none"> * 健康状態(熱、食欲、発疹、ケガ、伝染性疾患など)や、その他連絡事項がありましたら保育者にお知らせください。 * 欠席する場合や遅れる場合は、午前9時頃までにご連絡ください。また、お迎えが早くなる場合も事前にお知らせください。 * 住所、電話番号などを変更された場合、勤務先や職業が変わった場合には、直ちにお知らせください。(変更届も必要となります。) ※ 保護者の方の就労状況などに変化(就職、離職など)がでた場合、教育利用と保育利用の異動(認定区分の変更)ができる場合がありますのでご相談ください。 	
⑥家庭と園の連絡体制	<p>【さゆりだより】 毎月の行事予定や保育のねらいなどについて</p> <p>【献立表】 翌月の献立、食事・栄養に関する情報・アドバイスなどについて</p> <p>【クラスだより】 必要に応じて子どもたちの生活の様子などについて</p> <p>【タブレット掲示板】 日々の保育の様子、連絡、お願いなどについて(3歳児～5歳児)</p> <p>【連絡帳】 家庭とこども園の生活や遊び、健康状態などについて相互に連絡</p> <p>【メール配信・WEB掲示板】 日々の連絡やお願い、緊急時の連絡手段 ※登録が必要</p> <p>【その他】 こども園への要望や質問、疑問などがありましたらご遠慮なくお申し出ください。 なお、玄関に意見箱を設置しています。</p>	
⑦その他	保護者の方の貴重品は必ず身に着け、個人の責任において管理してください。	



◇ 服装・持ち物 ◇

* こども園では、制服の指定はありません。

* 園舎内では基本的に裸足で活動します。

クラス	毎日持ってくるもの	園に置いておくもの
ひよこ (0歳児)	<ul style="list-style-type: none"> リュック、又はかばんなど 授乳用ガーゼ【ミルク利用乳児】 マグマグなど(毎日、水か麦茶を適量) シーล帳、れんらく帳 	<ul style="list-style-type: none"> 敷き布団カバー カバー類を入れる袋 バスタオル 2枚 着替え一式(2替え分) 厚手ウエットティッシュ(少なくなったら補充をお願いします) オムツ(1枚ずつに名前を書いてください)
りす (1歳児)	<ul style="list-style-type: none"> リュック、又はかばんなど 歯ブラシ、コップ(袋に入れてください) ストロー付き水筒(毎日、水か麦茶を適量) (注) お子さんが自分で開閉できる水筒で、紐(ストラップ)は付けなくてください シーล帳、れんらく帳 	<ul style="list-style-type: none"> 敷き布団カバー カバー類を入れる袋 バスタオル 1枚 着替え一式(2替え分) ウエットティッシュ(少なくなったら補充をお願いします) オムツ(1枚ずつに名前を書いてください) 絵本袋 園庭用外靴
うさぎ (2歳児)	<ul style="list-style-type: none"> リュック、又はかばんなど 歯ブラシ、コップ(袋に入れてください) 汗拭き用タオル(かけ紐を付けてください) 水筒(毎日、水か麦茶を適量) (注) お子さんが自分で開閉できる水筒で、紐(ストラップ)は付けなくてください シーล帳、れんらく帳 	<ul style="list-style-type: none"> 敷き布団カバー バスタオル 1枚 枕カバー カバー類を入れる袋 ウエットティッシュ(少なくなったら補充をお願いします) 着替え一式(2替え分) オムツ(1枚ずつに名前を書いてください) 絵本袋 園庭用外靴
こあら (3歳児)	<ul style="list-style-type: none"> リュック、又はかばんなど 歯ブラシ、コップ(袋に入れてください) 汗拭き用タオル(かけ紐を付けてください) 水筒(毎日、水か麦茶を適量) (注) 飲み口は直飲みタイプの水筒で、紐(ストラップ)を付けてください 	<ul style="list-style-type: none"> ベッドカバー 大判タオル 1枚 枕カバー カバー類を入れる袋 ※ 5歳児は午睡をしませんので上記カバー類は不要です。(午睡必要時は園のカバー類で対応します) ウエットティッシュ(少なくなったら補充をお願いします)
ぱんだ (4歳児)	<ul style="list-style-type: none"> はし、スプーン、フォーク 	<ul style="list-style-type: none"> 着替え一式
きりん (5歳児)	<ul style="list-style-type: none"> シーล帳、れんらく帳 	<ul style="list-style-type: none"> 絵本袋 園庭用外靴

【各クラス共通】

・各種カバー類並びにバスタオル等は、毎週末に持ち帰り洗濯をして月曜日に持参し、ベッドにセットするまでのご協力をお願いします。クラス帽子の洗濯もお願いします。
 ・ウエットティッシュには必ず“フタ”を付けてください。(100均でも購入できます)

* 歯ブラシは殺菌庫で保管するため、ハンドル部分が太い(最大16mm)ものは避けてください。

* 全ての衣類、持ち物には見えやすいようにハッキリと名前をフルネームで書いてください。

《油性マジック、ネームテープ、刺しゅうなど》

* 衣類は不足のないよう、持ち帰った分は翌日に補充してください。

* 季節、気温に適した衣類を着用させ、外遊び等で汚れても良い服装が望ましいです。

* お子さんの体に合った活動しやすいもの、着脱が簡単にできるものをご用意ください。

* 衣類は汗を吸収しやすい、木綿のものが望ましいです。

* 胸当て付きのズボンやロンパースは避けてください。(遊具等に引っ掛かり危険)

* ほどけやすいリボンや紐、フード付き、吊りズボン、ベルト付きなどは、子ども同士が引っ張ったり、首に巻きついたりなど危険な場合もありますので避けてください。

* 髪飾り、カチューシャ、キーホルダーなど活動中に紛失しやすい物や、誤えんにつながるような物は身に着けさせないでください。

* 水遊び、雪遊びの衣類はその都度お知らせします。

* 感染症の予防対策などで、持ち物等の変更をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承をお願いします。



◇ 令和7年度 年間行事予定 ◇

月	日程(予定)	主な行事等の内容	
4月	1日(火)	入園式・進級の集い	《毎月行う行事》 ◆お誕生会 
	19日(土)	保育参加日(3歳児以上のみ)	
	19日(土)	さゆりの会(保護者会)総会	
		身体測定	
5月	2日(金)	こどもの日の集い、お茶会(年長児)	◆避難訓練 
	21日(水)	春の遠足	
	27日(火)~29日(木)	個人面談	
		内科健診	
6月	21日(土)	運動会	◆交通安全指導 
		歯科健診	
7月	7日(月)	七夕の集い	◆英語の先生とあそぼう 
	18日(金)	夕涼み会	
	18日(金)	教育利用 第1学期終業	
8月	18日(月)	教育利用 第2学期始業	◆めいコーチと運動あそび 
	23日(土)~24日(日)	お泊り会(年長児)	
		身体測定	
9月	5日(金)	祖父母参観日	◆食育指導 
	19日(金)	お祭りごっこ	
	20日(土)	秋祭り踊り山参加(年長児) ※参加者以外は必要児保育	
10月	1日(水)	秋の遠足	◆英語の先生とあそぼう 
	2日(木)	お茶会(年長児)	
	4日(土)	保育参観日(3歳児以上のみ)	
	6日(月)	お月見会	
	7日(火)~9日(木)	保育参観日(0歳児~2歳児)	
		文化祭作品展示	
11月	26日(水)	令和8年度入園説明会	◆めいコーチと運動あそび 
		内科健診	
12月	6日(土)	お遊戯会	◆食育指導 
	9日(火)~11日(木)	個人面談	
	10日(水)	もちつき会	
	24日(水)	クリスマス会	
	24日(水)	教育利用 第2学期終業	
1月	14日(水)	教育利用 第3学期始業	◆食育指導 
		冬のお楽しみ会	
		身体測定	
2月	3日(火)	豆まき	◆食育指導 
	14日(土)	参観日(音楽会)	
	25日(水)	卒園児記念写真撮影	
	27日(金)	お茶会(年長児)	
3月	3日(火)	ひな祭りの集い	◆食育指導 
	5日(木)	卒園おめでとうパーティー	
	14日(土)	卒園式・卒園を祝う会(卒園児親子)	
	19日(木)	教育利用 第3学期終業	
	28日(土)	令和7年度保育終了	

※諸般の事情により、予定が変更になることがあります。(保護者等が関係する行事は赤字表示)

なお、年間行事等のカレンダーは、新年度に別途配付を予定しています。

◇ 食事に関すること ◇

乳幼児は、心身ともに発達が著しい時期です。特に、食事は心や体を育てる上で重要な意味をもっています。こども園では、ご家庭とともに食育に取り組んでいきたいと考えています。

【0・1・2歳児の昼食】

- * 離乳食は、月齢や個々の発育・発達状態に合わせて、保護者の方と連携を密にして進めていきます。
- * 幼児食は、主食・副食(主菜+副菜+汁物+フルーツ)と牛乳。

【3・4・5歳児の昼食】

- * 副食(主菜・副菜+汁物+フルーツ)と牛乳。
- * 主食は、町から提供される米飯を使用。
- * 土曜日の主食は麺類等。



【完全給食制】

こども園ではすべての入園児に対し、給食を提供いたします。(遠足等の行事は除く)

※給食はすべての園児が集団で同じものを楽しく食事し、園における食事目標の達成と施設運営に係るリスクマネジメントから安全・衛生管理の徹底を図るため、原則として弁当持参は不可とし、施設調理による給食を利用させていただきます。

◇ 食物アレルギーのあるお子さんへの対応 ◇

食物アレルギーによる食事制限を必要とするお子さんに対しては、医師の診断書に基づき、対応可能な範囲で除去食や代替食を提供します。

集団給食のため提供にも限界がありますが、食事制限については保護者とともに協力し合って、取り組んでいきたいと考えています。

【こども園での食物アレルギー対応】

- (1) 食物アレルギーに対する食事制限は、「**こども園におけるアレルギー疾患生活管理指導表(医師診断書)**」を年1回以上提出していただき、医師の指示に基づき可能な範囲で行います。
こども園とご家庭がともに取り組むために、健康状態や調理方法などを話し合いながら進めていきます。
- (2) 家庭でも医師の指示に基づき、食物アレルギー対応していることが前提であり、予防のため又は好き嫌いや食べられない等の理由での食事制限は原則としていたしません。
- (3) 医師の診断書に基づき、食物アレルギーの原因食品が多種にわたる場合やアナフィラキシー症状が重い場合など、園での除去・代替等による給食提供が困難な場合に限り、保護者の管理のもと、弁当持参を依頼することがあります。
※エピペンを処方されているお子さんは、保護者と相談の上、具体的な対応を決めていきます。
- (4) 除去食や代替食は専用のトレイに名前を付けるなど、誤食のないように配慮します。
- (5) 在園児以外で一時預かり保育を利用される方は、日頃のお子さんの健康状態が分からないことや、食物アレルギーを発症した場合の対応が難しいことから、保護者と相談の上、弁当の持参又は給食提供のいずれかを選択していただくことになります。

【お願い】

- (1) お休みの場合は、食事準備の都合上、早めにご連絡をくださるようお願いいたします。
- (2) 食物アレルギーによる対応をよりの確に行うため、「**食物アレルギー及び緊急時対応申出書**」を提出していただきます。
- (3) **年に1回以上の定期的な医療機関の受診をお願いいたします。**食物アレルギーが改善したり、食品除去の程度が変わるなど、除去食等の必要がなくなる場合もあります。
医師の指示のもと、除去食品を家庭で数回試して問題がない場合、「**食物アレルギー除去食品の解除申出書**」をこども園に提出いただき、対応内容をよく確認してから除去食品を解除します。
- (4) 医師による診断書が交付されない場合は、食物アレルギーの原因食品と考えられるものはすべて保護者と話し合いの上、除去することを基本といたします。
またミルクに関しては、ご家庭で使用しているものと同じミルクを使用することを基本とします。

◇ 保健と健康管理に関すること ◇

お子さんたちの健康を守るため、ご家庭とこども園とが連絡を密にし、協力しながら見守ることが大切です。体調の変化を感じたら、ご家庭で十分に静養させたり、症状によっては早めに受診することも必要かと思われまます。

【健康管理】

- * 身体測定(体重・身長)を定期的実施 年3回
- * 嘱託医による健康診断の実施 (内科健診 年2回、歯科健診 年1回)
- * ご家庭で発熱、怪我をしたなど健康上変わったことがあれば、登園時に必ずお知らせいただくか、連絡帳に必ず記入してください。
- * 感染性疾病に感染した場合又は疑いのある場合 (13～14頁参照)
 - ・ 直ちにお知らせください。(ご家族の方が感染した場合もお知らせ願います。)
 - ・ 医師の指示のもと、登園停止期間を経過してから登園ください。
 - ・ こども園でお渡しする「感染症に関する報告書」に保護者の方が記入し、提出していただくことになります。
- * 保育中に発熱、また感染症の疑いがある場合やその他体調がすぐれず、集団生活が難しいと判断される場合は、保護者の方に連絡させていただきます。
- * 保育中に負った傷や怪我については、保護者の方に報告するとともに、受診が必要と判断したときは、保護者の方に連絡した上で医療機関にかかります。
- * アレルギー体質(薬、草、食物など)、小児喘息、ひきつけ、脱臼しやすい、など配慮が必要なお子さんは予めお知らせ願います。



感染症に関する報告書	
認定こども園いまかね様	組 園児氏名 _____
1	年 月 日に、(病名: _____)と診断されました。
2	出席停止期間は、年 月 日～ 年 月 日でした。
3	年 月 日から登園してよいと、(病院名: _____)で診断されました。
	年 月 日
	保護者名 _____

【フッ化物洗口】

子どものむし歯予防の一環として、町が実施している「フッ化物洗口」を4歳児以上のお子さんを対象に土曜日を除く毎日実施しています。(保護者の方の同意が必要)

【家庭での健康管理のお願い】

- * 毎朝、お子さんの健康状態を注意深く観察する習慣を付けましょう。
いつもと違う様子があった場合は、連絡帳に必ず記入してください。
- * 朝食をきちんととり、排尿・排便をしてから登園しましょう。
- * 身体(爪、顔、歯、頭髪、皮膚など)はいつも清潔にしましょう。
- * 外遊びを積極的に行い、病気に対する抵抗力を高めましょう。
- * 早寝早起きの習慣を付けましょう。
- * 予防接種は医師とご相談の上、計画的に受けられることをお勧めします。



【お薬の取扱い】 (注)本来、こども園で薬を飲ませることや塗布はできません

やむを得ず薬を持参される場合 (教育利用はお預かりできません)

- ① 保育者から「お薬連絡票」を受け、記入して一緒に手渡してください。
- ② 医療機関からの処方であること。保護者の判断で持参した薬は対応できません。
- ③ 1回分を持参する。水薬は小さな容器に移してください。
- ④ 袋や容器にお子さんの名前をフルネームで記載してください。
- ⑤ 咳止めテープ(ホクナリン)貼布の場合もお知らせください。
- ⑥ 長期間継続して飲まなければならない薬の場合はご相談ください。
- ⑦ 吸入などの医療行為は、園では実施できないことになっています。
- ⑧ 医療機関でこども園に通っている旨を伝え、園での与薬回数を減らせないか相談してみてください。
- ⑨ 市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤はお預かりできません。
- ⑩ 土曜日は、原則お薬をお預かりできません。

◇ こども園における感染症の登園基準 ◇

・こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

・登園に際しては、以下の配慮をお願いいたします。

- (1) 園内での感染症の集団発症や流行につながらないこと
- (2) お子さんの健康(身体)状態が、こども園での集団生活に対応できる状態に回復していること
- (3) 法令や各種感染症ガイドライン並びに今金町感染対策共通取扱事項により、当園の登園基準を順守すること



□ 今金町感染症対策共通取扱事項より抜粋 □

<p style="text-align: center;">～インフルエンザ(疑いも含む)にかかったら～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 発症した次の日から5日間を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまでは、登園させないでください。 ◆ 家族がかかった場合は、看護する際必ずマスクを着用し、手洗いの徹底をしてください。 また、かかった人は個室での療養が望ましいです。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>	<p style="text-align: center;">～ノロウイルス・感染性胃腸炎等(疑いも含む)にかかったら～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 症状(嘔吐・下痢・発熱等)が治ってから、48時間を経過するまでは、登園させないでください。 ◆ 家族がかかった場合は、看護する際必ずマスクを着用し、手洗いの徹底をしてください。 ◆ 吐物処理には、マスクと手袋を着用し、家庭用の塩素系漂白剤(ハイター)を使用し、処理してください。 ※アルコール系は効きません。 ◆ 一度吐物処理に使ったマスク・手袋・雑巾等は再利用せず、まとめてビニール袋に密閉して捨ててください。
<p>◆ 吐物のついた衣服等は、施設内での感染拡大を防ぐため、そのままご家庭へお引渡しいたしますので、ご理解願います。</p>	

□ 感染症における登園停止期間の基準 □

※こども家庭庁が発出する「保育所における感染症対策ガイドライン」等を基に準用

感染症名	感染しやすい期間	主要症状	登園停止期間の基準
新型コロナ ウイルス感染症	発症2日前から発症後7～10日間程度 【エアロゾル感染、飛沫感染、接触感染】	発熱、呼吸器症状(咳・咽頭痛)、頭痛、全身倦怠、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常(無症状の場合もあり)	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること(※発症した日や症状が軽快した次の日から起算) 「感染症に関する報告書」の提出を要する
インフルエンザ	症状がある期間(発症24時間前から発症後3日程度までが最も感染力が強い) 【飛沫感染、接触感染】	高熱、全身倦怠、関節痛、筋肉痛、咽頭痛、咳、鼻汁	発症した後(発熱した次の日から)5日経過し、かつ解熱した後3日を経過していること(乳幼児の場合) 「感染症に関する報告書」の提出を要する
水痘 (水ぼうそう)	発疹出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで 【空気感染、飛沫感染、接触感染】	発疹が顔や頭部に出現し、やがて全身へと拡大 その後水疱、痂皮へと変化する	すべての発疹がかさぶた化していること 「感染症に関する報告書」の提出を要する
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺腫脹3日前から耳下腺腫脹後4日 【飛沫感染、接触感染】	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)の腫脹・疼痛	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること 「感染症に関する報告書」の提出を要する
咽頭結膜熱 (プール熱) (アデノウイルス感染症)	発熱、充血等症状が出現した数日間(治癒後も長時間、便中にウイルスが排出) 【飛沫感染、接触感染】	高熱、扁桃腺炎、結膜炎	主な症状が消失した後2日を経過していること 「感染症に関する報告書」の提出を要する
風しん	発疹出現の7日前から7日後くらい 【飛沫感染、接触感染】	発疹、発熱、リンパ節腫脹	発疹が消失していること 「感染症に関する報告書」の提出を要する
麻疹 (はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで 【飛沫感染、接触感染、空気感染】	発熱、咳、鼻水、結膜充血等 その後さらに高熱、発疹が広がる 口の中に白いぶつぶつ	解熱後3日を経過していること 「感染症に関する報告書」の提出を要する
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで 【飛沫感染、接触感染】	特有な咳が特徴で、連続性・発作性の咳が長期にわたって続く	特有な咳が消失していること、又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること 「感染症に関する報告書」の提出を要する
流行性角結膜炎 (はやり目)	充血、目やに等の症状が出現した数日間 【接触感染】	結膜炎症状(眼球充血、眼瞼腫脹、眼脂)	眼の症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師により感染の恐れがないと認められるまで
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間 【飛沫感染、接触感染】	呼吸困難等、咳、発熱、鼻汁	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなっていること

感染症名	感染しやすい期間	主要症状	登園停止期間の基準
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 【飛沫感染、接触感染】	発熱、咽頭痛、莓舌、全身の発疹	抗菌薬を内服後、24～48時間が経過していること
手足口病	急性期の数日間(便の中に、数週間～数ヶ月間ウイルスを排泄しているので注意が必要) 【経口感染、飛沫感染、接触感染】	発熱と口腔・咽頭粘膜に痛みを伴う水疱ができ、手足の末端やおしり等に水疱が生じる	解熱し、口腔内や手足の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 【飛沫感染】	咳、発熱、頭痛等のかぜ症状がゆっくり進行し、咳は徐々に激しくなる	発熱や激しい咳が治まっていること
伝染性紅斑(りんご病)	発疹出現前の1週間 【飛沫感染】	発熱等のかぜ症状の後、両頬の紅斑と四肢に網目状の紅斑が現れる	発疹が出現した頃には既に感染力が消失しているので、全身状態が良いこと
感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要) 【経口感染、飛沫感染、接触感染】	嘔吐、下痢、脱水	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれ、48時間経過していること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に、1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要) 【経口感染、飛沫感染、接触感染】	高熱、咽頭痛、咽頭に水疱	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
単純ヘルペスウイルス感染症	【接触感染】	歯肉口内炎(発熱、口周囲の水疱)	発熱がなく、普段の食事ができること(口唇ヘルペスのみであればマスク着用で登園可能)
突発性発しん	発熱前後(感染力は弱い) 【接触感染(唾液)】	3日間程度の高熱後に発疹	解熱し、機嫌が良く全身状態が良くなっていること
伝染性膿痂しん(とびひ)	水疱(水ぶくれ)やびらん、痂皮(かさぶた)がある間 【接触感染】	紅斑を伴う水疱や膿疱が破れてびらん、かさぶたをつくる	制限はないが、病変部から浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆うこと ※各病院で治療法が異なりますが、当園では浸出液が出ている場合はプール遊びに参加できません
腸管出血性大腸菌感染症(O157など)	便中に菌が排泄されている間 【経口感染、接触感染】	水様下痢便、血便、腹痛、軽度の発熱	医師により感染の恐れがないと認められてから
伝染性軟属腫(水いぼ)	【接触感染】	粟粒大から米粒大の小さいぼが体幹・四肢に発生	制限はないが、病変部から浸出液が出ている時は、被覆すること ※各病院で治療法が異なりますが、当園では浸出液が出ている場合はプール遊びに参加できません
带状疱疹	水疱を形成している間 【接触感染】	痒みや痛みを伴う小水疱が片側の神経に沿って帯状に現れる	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化になるまで登園は控える

※ 上記に記載している感染症以外にも、登園基準がありますので留意ください。

※ 感染症が発症した場合は、こども園から教育委員会に報告することになっています。

※ 「感染症に関する報告書」の提出が必要な感染症があります。用紙はこども園にあります。

※ 園内等における感染症(新型コロナウイルス・インフルエンザ等)の流行状況に応じて、臨時休園や登園自粛等をお願いすることがあります。

◇ 保 険 制 度 ◇

こども園では予期せぬ事故に備え、次の保険制度に加入しています。

1. 認定こども園保険制度

【賠償責任保険】 園児が他人に怪我をさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、こども園に法律上の損害賠償責任が生じた場合に補償されるものです。

【団体傷害保険】 こども園側の賠償責任の有無にかかわらず、在籍園児が怪我をしたり、細菌性食中毒を発病した場合に補償されるものです。

2. (独)日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 (保護者の方の同意が必要になります。)

こども園の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病(法令で定めるもの)の医療費等が給付されるものです。

3. (社団)日本食品衛生協会

給食等が原因で、食中毒や感染症などの事故が発生した場合に補償する共済です。

◇ 虐待並びに不適切な保育等の防止対応 ◇

社会福祉施設において、度々虐待や不適切な保育等の事件・事故が取り沙汰され、利用者の人権侵害に対しての報道が多くなってきております。

社会福祉法人さゆりでは、法人施設の利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを目的に「虐待防止対応規程」を制定しております。職員が行ってはならない虐待行為や不適切な保育等の行為について整理し、虐待防止に向けた体制・取り組みを定めております。

窓口担当者(主幹保育教諭)を設置しておりますので、万が一お子さんへの虐待等が疑われる事案がございましたらお伝えいただき、虐待防止委員会(委員長:園長)や苦情解決第三者委員において法人としてしかるべき対処をしていくよう努めてまいります。

◇ 意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組み ◇

こども園では、保育・教育に対する理解と満足度を高め、お子さんの最善の利益を確保するため、保護者の皆様からご意見やご要望、更には苦情等を寄せていただき、より良い園づくりを進めていきたいと考えております。

皆様から寄せられたご意見、ご要望、又は苦情等は、園が設置している苦情解決第三者委員会や職員会議等で慎重審議のうえ善処するようにしています。

なお要望等は、玄関に設置している意見箱に投函いただくほか、受付担当職員(主幹保育教諭)、解決責任者(園長)、苦情解決第三者委員、クラス担任又は職員に直接お話しいただいても構いませんし、連絡帳に書いてくださっても結構です。

保護者の皆様が安心してお子さんを預けていただけるよう努めておりますので、お気軽に要望等お寄せください。

◇ プライバシーを守るために ◇

園児及びその保護者に関わる個人情報については、「個人情報使用同意書」に定めている必要最小限の範囲内において使用します。

保護者以外には応えられません

ご家族以外の方でお子さんが保育を受けているか否か、保護者の職場やご家庭についての問い合わせには、プライバシー保護のため応じないようにしております。

職場への電話連絡は？

お子さんが病気やケガをしたときは、職場に電話連絡をする場合もありますが、園の名前で職場に電話を掛けられることに抵抗のある方は、お申し付けください。

その場合、園名ではなく担当保育教諭の個人名でご連絡いたします。

個人情報の取扱いは？

個人情報は守秘義務を徹底し、流出しないよう十分留意し適切に取扱います。

* 提出いただく書類に関しては、日々の保育以外の目的に使用することはありません。ただし、避難時や園外保育などで緊急連絡用として、自宅住所・電話番号を持ち出す場合がありますが、取扱いには十分注意します。

* 行事などで写真やビデオ撮影される方は、**他のお子さんの映像について、その取扱いには十分ご配慮ください。** なお、行事等の写真が町広報等に掲載されたり、さゆりだより、クラスだより、文化祭展示物、並びに掲示板や園のパンフレットに掲載する場合がありますので、ご承知おき願います。

◇ さゆりの会(保護者会) ◇

こども園では、教育利用園児と保育利用園児が同じ園舎の中で生活することになりますので、同じ園舎に通うお子さんの保護者の方々が親睦を図るとともに、お子さんたちの健やかな成長を保護者の方々と職員と一緒に支えていくことが必要と考えております。

* さゆりの会(保護者会)は在籍する園児の保護者全員を会員とし、役員(任期1年)を設置。

* 会費は園児1人につき、1ヶ月500円。

◇ 緊急災害時の対応 ◇

【大地震や火災など災害が発生した場合、Jアラートが作動した場合】

お子さんの安全を最優先に考え、次のように対処いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

① 原則

- ・開園前に大災害等の発生やJアラートが作動した場合、安全が確認されるまで登園時間を遅らせたり、受入が困難と判断した場合は休園措置をとらざるを得ないことも想定されます。
- ・登園後に大災害等が発生した場合、可能な限り速やかにお迎えをお願いします。
- ・お子さんの避難場所は、こども園園庭(グラウンド)又は状況により園舎内が基本です。園舎周辺が危険な場合は、第二避難場所として老人福祉センター(総合体育館)も想定されます。
- ・大災害等が発生した時は、停電や電話が不通になり緊急連絡が取れない場合も想定されますが、上記のようにこども園にて避難していることが原則です。避難場所が変更になる場合は、玄関に掲示します。

② 登園・降園時に災害等が発生した場合

- ・居合わせた保護者にご協力を求めますので、お子さんと一緒に待避行動をお願いします。
- ・災害の程度により、そのまま降園していただくことも考えられます。

③ お迎えが困難な場合

- ・保護者の方が罹災するなどしてお迎えが困難な場合、こども園において原則24時間はお子さんを保護します。その後は、行政の措置した救護所へ移動することもあります。
- ・お子さんを保護するための最低限の水・食糧は、こども園で備蓄しています。

【具体的な対応】



1. 停電時の対応

非常用発電設備を完備していますので、**軽油が確保できる限り**、園の運営は可能になるものと考えています。よって、停電を起因として即休園することは想定しておりません。

但し、発電容量に限界があるため、全てのクラスの電灯はつきません。また、停電が長期間に及ぶ場合、冬期間は床暖房が停止してしまうためエアコンで暖をとることになり、適正な室温を確保できないことも想定されます。

2. 地震発生時の対応

- ・震源地が近隣の場合、**安全確保が確認できるまで休園**させていただくこととなります。
- ・震源地が比較的遠方でも今金への影響が大きかった場合、余震発生を考慮して休園や登園の自粛をお願いすることも想定されます。
- ・園舎や周辺区域が罹災した場合、園舎の安全が確認できるまで**登園時間を遅くしたり、休園**する場合があります。

また、登園後に大地震が発生した場合はグラウンドに一時的避難しますが、場合によっては町指定の避難場所へ移動することも考えられます。

3. 台風・暴風雪・竜巻等の対応

人命に関わる被害の出るおそれが発表された場合や、警戒レベル3～5(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)が発令された場合は、事前に休園措置をとることも想定されます。

4. 給食の提供が困難となった場合の対応

災害等によって物流が滞ったりして、給食材料の入手が困難になることも想定されます。この場合、献立を大幅に変更して園に備蓄している食材で給食を提供することになりますが、どうしても給食が提供できない場合は次のようなことが考えられます。

- * 午前保育のみとし、午後は休園とする
- * 弁当を持参していただき、通常時間通り開園する



5. 電話や携帯が不通になった場合の対応

園と保護者皆様との通信手段がなくなる可能性があります。

このような場合は、**園-Renrakuシステムの掲示板**(利用可能であればメール送信)やこども園の**玄関に貼り紙**にてお知らせすることになりますので、適宜ご判断いただきたいと思います。



6. 職員が罹災した場合の対応

災害発生により、職員が罹災して保育に従事できなくなる可能性も否定できません。

保育に従事できない職員数によっては、**受入時間帯の変更や受入制限**を行うことも想定されますので、ご理解とご協力をお願いします。

7. 今金町との災害時等における施設利用の提供に関する協定

在園児以外であっても**就学前の子ども**のいる世帯を対象として、災害時等で避難が必要となった場合、今金町からの要請により当園で受け入れる協定を締結しています。【原則無償】

- * 条 件 罹災や災害等により、家庭での日常生活に支障を来し、今金町からの協力要請があったとき
- * 受入体制 終日保育教諭等を配置し、ミルクや食事のほか、休養できるスペースを提供
- * 持 参 品 おむつ、粉ミルクなどは可能な限り持参してください



【予 防 策】

- ① 毎月1回、火災や地震並びに不審者対応に対する避難訓練を実施しています。
- ② 保育中は裸足なので、屋外へ避難するための専用シューズと防災ずきんを各室に備えています。
- ③ 乳幼児用の避難車を備えています。

◇ 園舎・園周辺のご案内 ◇

